

## ◇舞台ご利用に関するご注意◇

### ■ ホール対応の作業範囲

事前に行われる打合せにおいて、当センター対応の作業範囲を確認しますが、当ホール担当技術員の基本的な対応範囲の作業例は以下のとおりです。

#### 【音響】

- ① 3本以内のマイクの設置（ワイヤレスマイク含む）
- ② 再生装置
- ③ モニタースピーカの設置・調整
- ④ 上記に関わらず協議のうえ、対応可能と判断された場合

#### 【照明】

- ① 基本照明の設置・調整（ポーターライト、シーリングライト）
- ② ネライ（位置固定のスポットライト）の設置・調整（ホール3ヶ所まで）
- ③ 舞台背景を照らす照明設備（ホリゾントライト）の設置・調整
- ④ 基本的な調光操作（開演、終演及び休憩時のみの操作）
- ⑤ 上記に関わらず協議のうえ、対応可能と判断された場合

#### 【舞台】

- ① メインホール緞帳の昇降操作（昇降の合図担当者が必要となります）
- ② 美術バトン・照明用サスの操作
- ③ 音響反射板の設置
- ④ ひな壇設置の指導・補助
- ⑤ 幕類設置の指導・補助
- ⑥ 屏風の設置・撤去
- ⑦ ピアノの移動
- ⑧ 上記に関わらず協議のうえ、対応可能と判断された場合

※舞台床・平台等は、釘打ち禁止です。

※ご不明な点に関しましては、舞台技術員までお問い合わせ下さい。

#### 【映像】

- ① 液晶プロジェクター・ブルーレイレコーダーの再生操作

※再生操作録画・録音は対応しません。

### ■ 移動式客席

移動式客席の稼働は、安全確保上の理由から、準備・設営時に限定しています。演目上演中の稼働はできませんので、ご注意ください。

### ■ 音響反射板の設置

音響反射板を設営・撤収の際には、安全確保上の理由から舞台上での作業可能な区域は限定されます。スケジュール決定の際にはご注意ください。

### ■ 専門業者の手配

次のような場合、専門業者の手配を必要となります。

- ① ホールの対応範囲を越えると判断される場合
- ② 取り扱いに習熟を必要とする機材を使用する場合
- ③ 危険な作業を伴う機材を使用する場合
- ④ 入場料金を徴収する場合（ただし協議のうえ、対応可能と判断された場合を除く）

※当センターでは業者を特別指定しておりません。

### ■ 舞台用の横看板

ホールに、木枠（727cm×80cm）をご用意しています。主催者で、横幕および押しピンをご準備

ください。(ご使用の際は、押しピンでお願いします。)

※当ホールは音響反射板との併用は、施設の構造上できません。ご了承ください。

#### ■ 屏風の使用

屏風の移動がない場合や 1～2回程度の移動であれば、ホールの担当技術員が設置・撤去をいたしますが、それ以上の移動がある場合、専門技術者の手配をお願いすることとなります。また、屏風を取り扱う場合には表面を傷めないために軍手等の手袋をしていただきます。

#### ■ ピアノの調律

当センターでは、ピアノ (YAMAHA・C7X) の調律を、主催者の責任により利用時間内に行っていただきます。また、調律範囲を440～443Hzと定めていますので、ご注意ください。

#### ■ 舞台上の飲料水

舞台床面保護と舞台床下の電気設備に対する影響等の理由から、舞台上では原則的に水物厳禁です。ただし、講演会やシンポジウムなどで長時間講演の場合には、ペットボトルのようにフタ付の容器を使用してください。下にトレーを敷くなど容器が倒れた場合の措置を講じるなどの条件の下であればご利用可能です。コンサート等のステージドリンクは舞台に持ち込みの敷物を敷いていただくことが条件となります。

#### ■ 客席内の機材設置

客席内に写真撮影等の三脚、映写用のプロジェクター、または録画調整用機材等を設置する場合、通路に設置することは火災予防条例上できませんので、機材の設置は客席内である必要があります。入場者数の設定、入場券の発券及び座席の指定の際にはご注意ください。また、三脚を使用しての撮影の場合には当センターへの届出が必要となります。事前打ち合わせの際にホール担当者までご確認ください。

《問い合わせ先》

〒903-0118

沖縄県中頭郡西原町字小波津 555 番地

TEL(098)970-6155 FAX(098)911-7203

西原町町民交流センター係